

〔資料1〕

専修大学社会科学研究所規程

- 一九六三年九月一日制定
- 一九六六年六月二十八日一部改正
- 一九六七年一月二十四日一部改正
- 一九七四年一月四日一部改正
- 一九八六年一月二日一部改正
- 一九九四年六月一日一部改正

専修大学学則第五〇条にもとづき、専修大学社会科学研究所規程を次のように定める。

(目的)

第一条 専修大学社会科学研究所(以下「研究所」という)は、経済学およびこれに関連する諸科学の総合的研究を行なう。

(事業)

第二条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- 一 研究会の開催
- 二 特定の課題にもとづく総合研究
- 三 実態調査

- 四 公開講演会の開催
- 五 機関誌の発行

六 研究費の助成

七 その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(所員)

第三条 研究所の所員は、専修大学専任教員のうちから、研究所の所長が、第五条に定める運営委員会の議を経て委嘱する。

(所長)

第四条 研究所に所長を置く。

二 所長は、研究所を代表し所務をつかさどる。

三 所長は、所員総会の議決にもとづき学長が任命する。

四 所長の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第五条 研究所の事業の運営に資するため、研究所に運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長、事務局長、事務局長の前任者であつた所員および所長が所員総会の議決にもとづき委嘱する五名以内の所員の計八名以内をもって構成される。

三 前項の運営委員のうち、所長の委嘱する委員の任期は、当該所長の任期かぎりとする。ただし、再任を妨げない。

(会計監査委員)

第六条 研究所に会計監査委員一名を置く。

二 会計監査委員は、所員のうちから、所員総会の議決にもとづき所長が委嘱する。

三 会計監査委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

四 会計監査委員は、所員総会に提出しようとする研究所の会計に関する書類を監査し、その結果を所長に報告しなければならない。

五 会計監査委員は、何時でも会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めることができる。

六 会計監査委員は、第五条に定める運営委員会の委員または第七条に定める事務局員を兼ねることができる。  
い。

(事務局)

第七条 研究所の事務を処理するため、事務局を置く。

二 事務局に事務局長を置き、所員のうちから、所員総会の議決にもとづき所長が委嘱する。

三 事務局は、事務局長および所長のうちから委嘱する事務局員若干名をもつて構成される。

四 事務局長および事務局員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

五 所長は、専修大学職員のうちから若干名を、研究所の事務職員として委嘱することができる。

(所員総会)

第八条 所長は、研究所の組織および運営に関する重要事項を審議するため、毎年五月および十一月に所員総会を招集しなければならない。

二 所長は、所員総数の四分の一以上の要求があるときは、前項の定めにかかわらず、臨時に所員総会を招集しなければならない。

三 所長は、必要があると認めるときは、前二項の定めにかかわらず、臨時に所員総会を招集することができる。

四 所員総会で議決するためには、所員総数の過半数が出席し、出席所員の過半数の賛成がなければならない。

(研究参与・所外研究員・特別研究員)

第九条 所長は、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て、専修大学を定年退職した所員を研究参与として委嘱することができる。

第一〇条 所長は、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て、所外研究員を委嘱することができる。

二 所外研究員の任期は二年とする。ただし、改めて委嘱することができる。

第一一条 所長は、運営委員会の議を経て、専修大学大学院博士課程修了者を特別研究員とすることができる。

二 特別研究員の任期は一年とする。ただし、運営委員会の議を経て任期を更新することができる。

(細則への委任)

第二二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に ついて必要な事項は、別に細則をもって定めることができる。

(規程および細則の改正)

第一三条 規程および細則の改正は、運営委員会の議を経て 所員総会に提案し、その議決を経なければならない。

付則

一 この規程は、一九六三年九月一日から施行する。

二 この規程の施行の際に現に研究所の所長である専任教員 は、第四条第三項の規程にかかわらず、この規程の施行日 にこの規程の定めるところによる所長に任命されたものと みなす。

三 この規程の定めるところによる最初の所員は、第三条の 規程にかかわらず所長が、社会科学研究所組織委員会の議 を経て、この規程施行の後遅滞なく、専任教員のうちから 委嘱するものとする。

四 所長は、前項の所員の委嘱が完了したときは、第八条の 規程にかかわらず、遅滞なく所員総会を召集しなければならない。

五 前項の所員総会は、所員の各部への所属、部長候補者の承認、運営委員となるべき所員の選任、事務局長候補者の選任、その他研究所の組織および運営に関する重要事項を 審議するものとする。

付則

この規程は、一九六六年九月一日から施行する。

付則

この規程は、一九六七年四月一日から施行する。

付則

この規程は、一九七五年四月一日から施行する。

付則

この規程は、一九八七年四月一日から施行する。

付則

この規程は、一九九四年六月一日から施行する。

### 所員の資格等に関する細則

一九九四年六月一日制定

一 所員に委嘱されるためには、所員二名の推薦を受けた推 薦状を、所長に提出しなければならない。

二 所員から解嘱の申し出があった場合には、所長は解嘱し

なければならない。

三 四年ごとに所員継続の意思の有無を確認する。所長は、所員を継続する意思表示がなかった所員を解嘱することができる。

### 事務局に関する細則

一九七六年七月三日制定

一九九四年六月一日一部改正

- 一 事務局に、財政担当、研究会担当、編集担当、文献資料担当、パソコン担当および神田分室係を置く。その他必要な場合には、新たな担当を設けることができる。
- 二 事務局長は、各担当の総括的な連絡調整、事務局会議の召集、所員総会での一般報告などの事務を取り扱う。
- 三 専任事務職員は、事務局長ならびに各担当の指示にしたがい、研究所事務を扱う。

### 研究助成に関する細則

一九八二年二月二日制定

一九九四年六月一日一部改正

一 本研究所は、所員が自発的に行なうグループ研究および所員が個人として行なう研究に対して研究費を助成する。

二 所員が自発的に行なうグループ研究に対する助成は、グループ代表者の申請にもとづいて、グループ研究助成A、グループ研究助成B、特別研究助成に区分される。グループ研究助成Aとグループ研究助成Bの各一件当たりの助成額の基準は、一〇〇対四〇の比率とする。

### 三 (グループ研究助成A)

- (1) この研究助成の対象となるものは、所員五名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して三年を限度として各グループ一律に、研究所の予算の範囲内で研究助成を行なう。
- (2) この研究助成を受けたグループは、助成終了後三年以内に、グループのメンバーのうち一人以上の所員が、当該グループが定めた共通テーマに関連する個別テーマで、本研究所が指定もしくは承認した公表誌に研究成果を公表しなければならない。
- (3) この研究助成を受けたグループは、毎年五月に開催される所員総会に研究経過報告書を提出しなければならない。
- (4) この研究助成については、やむを得ない理由がある場合は、一年に限り研究助成を中断・延期することができる。

#### 四 (グループ研究助成B)

- (1) この研究助成の対象となるものは、所員二名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して一年間各グループ一律に、研究所の予算の範囲内で研究助成を行なう。

- (2) この研究助成を受けたグループは、毎年五月に開催される所員総会に研究経過報告書を提出しなければならない。

#### 五 (特別研究助成)

- (1) この研究助成の対象となるものは、所員三名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して、運営委員会の議を経て、三年を限度として毎年一〇〇万円の研究助成を行うことができる。

- (2) この研究助成を受けたグループは、助成終了後二年以内に研究成果を「社会科学研究叢書」として刊行しなければならない。

#### 六 (個人研究助成)

- (1) この研究助成の対象となるものは、所員の個人研究であり、この研究に対して一年間各研究一律に、研究所の予算の範囲内で研究助成を行なう。

- (2) 個人研究助成を受けた所員は、原則として交付年度より起算して三年以内に本研究所が指定もしくは承認した公表誌に研究成果を公表しなければならない。

#### 七 所員は一人二件を限度として、研究助成の申請者となる

ことができる。ただし、個人研究助成を二件申請したり、代表者としてグループ研究助成または特別研究助成を二件申請することはできない。

#### 研究参与・所外研究員・特別研究員に 関する細則

一九八八年五月一四日制定

一九九四年六月一日一部改正

研究参与、所外研究員および特別研究員は、所員と同様に研究所の事業に参加することができる。ただし、研究助成の責任者となることはできない。